

エンジン株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間：令和 4 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 目標

- ・ 女性役職者を現在9名から20名以上とする。
- ・ 社員の有給休暇取得日数を12日以上とする。

3. 取組内容と実施時期

取組 1： ・ 女性職員を対象とした女性リーダー育成セミナー、外部セミナーへの参加

- 令和4年 1 月～ 現在の女性役職者にリーダー育成研修を実施
- 令和4年 3 月～ 次期役職者候補に上司から推薦された社員対象にリーダー研修レポート提出
- 令和4年 5 月～ 定期昇進として女性役職者を増加（毎年3名以上追加目標）
- 令和4年 7 月～ 女性リーダー研修効果について上司、役員の意見を聞き反映させる

取組 2： ・ 年次有給休暇の取得状況における実態の把握・取得率開示・問題点分析・改善検討

- 令和4年 4 月～ データーポータルシステムを活用し全社員の有給休暇所得日数、取得率をオープンにし各人、各部署によつての取得率を分析改善する。
- 令和5年 4 月～ 有給取得10日できない部署についての多能工化、2人1組制度を義務付ける。
- 令和6年 4 月～ 有給取得11日できない部署についての多能工化、2人1組制度を義務付ける。
- 令和7年 4 月～ 有給取得12日できない部署についての多能工化、2人1組制度を義務付ける。

取組 3：

- 令和 年 月
- 令和 年 月
- 令和 年 月